

令和7年度（2025年度）第6回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2025年11月12日（水）午後1時30分開会
場 所：北海道第二水産ビル 8BC会議室

1. 開 会

○事務局（名畑課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第6回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

最初の進行は、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、オンラインを併用する対面形式での開催としており、委員総数15名中、会場出席が澁谷会長、オンラインでの出席が現在11名、合わせて12名の委員の方のご出席をいただいておりますので、北海道環境影響評価条例の規定により審議会は成立していることをご報告いたします。

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1及び資料2、いずれも1から2となっております。

配付漏れ等がございましたら事務局までお伝えください。

続きまして、本日の審議の流れをご説明いたします。

本日の議事は2件ございまして、共に風力発電事業の審議となっております。

議事の個別説明は省略いたしますが、議事（1）及び議事（2）は共に図書の1回目の審議となりますので、事業者の皆様にご出席をいただき、事業概要の説明及び委員からの質疑への応答を行っていただきます。

なお、本日の議事については、必要に応じ、それぞれの最後の段階で非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は、傍聴の皆様及び報道機関の皆様には、一時、ご退席をいただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

では、ここからの議事進行は澁谷会長をお願いいたします。

2. 議 事

○澁谷会長 それでは、議事の（1）に入ります。

本日が1回目の審議となる（仮称）島牧豊岡風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についてです。

本件は1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である北海道電力株式会社からお願いいたします。

○事業者（北海道電力株式会社） それでは、図書に従いまして、（仮称）島牧豊岡風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の概要についてご説明をさせていただきます。

まず、事業概要についてご説明をいたします。

配慮書の3ページをご覧ください。

本風力発電所の総出力は最大17万2,000キロワット程度、風力発電機の単機出力は4.2

メガワットから 4.3 メガワット級、基数は最大で 40 基程度を計画しております。

事業実施想定区域は島牧郡島牧村、寿都郡寿都町の約 2,239 ヘクタール、関係自治体はこれらの 2 町村に寿都郡黒松内町を加えた 3 町村となっております。

事業実施想定区域の具体的な範囲については 5 ページをご覧ください。

図の緑色の線が事業実施想定区域、ピンク色の線が風力発電機設置想定範囲を示しており、事業実施想定区域の大部分及び風力発電機設置想定範囲は島牧村内になります。

続いて、10 ページをご覧ください。

こちらは事業実施想定区域の設定に関するフローとなります。

まず、風況条件、輸送路などのアクセス路の状況から検討対象エリアを設定し、エリア内の法規制や環境保全上留意が必要な場所を確認した上で風力発電機設置想定範囲及び事業実施想定区域を設定しております。

次に、22 ページをご覧ください。

本ページは、風力発電設備の概要となります。

風力発電機の定格出力は、先ほどご説明いたしましたとおり、4.2 メガワットから 4.3 メガワット級、ローターの直径は 117 メートルから 140 メートル程度、風車の最大高さは 135 メートルから 180 メートル程度、また、地表からブレード下端までの高さは 18 メートルから 44 メートル程度となります。

続いて、25 ページに移ります。

事業実施想定区域周辺の既設または計画中の風力発電事業となります。

位置図は、次の 26 ページ及び 27 ページのとおりとなります。

事業実施想定区域の周囲には、陸上風力事業に関して、稼働中の発電所が 6 件、現在建設中の事業が 1 件、環境影響評価手続中の事業が 5 件あり、うち 6 件の事業で一部事業実施想定区域が重複しております。

続きまして、第 3 章以降の説明となります。

ここで、説明者を交代いたします。

○事業者（北海道電力株式会社） それでは、私から事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明申し上げます。

まず、動物の重要種につきまして、60 ページにコウモリ類に関する重要種をお示ししております。こちらのとおり、ヒメホオヒゲコウモリ、コテングコウモリなど、続いて、鳥類に関しましては、次の 61 ページにお示ししたとおり、シノリガモ、エゾライチョウ、オオミズナギドリなどの種が確認されています。

続きまして、68 ページから 70 ページをご覧ください。

こちらには EADAS に掲載されている渡り経路をお示ししております。

事業実施想定区域及びその周囲に経路は確認されていませんが、鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引きにおきましては、猛禽類の春季及び秋季の渡り経路が示されてございます。

こちらの事業実施想定区域との位置関係については資料 1-2 の別紙 2 にお示ししてございますが、事業実施想定区域の周囲ではハチクマとノスリの渡り経路が確認されている状況です。

続きまして、73 ページにセンシティブティマップにおける指定状況をお示ししております。

事業実施想定区域の周囲におきましては、東側にチュウヒ、オジロワシなどの生息地として注意喚起レベル A3 及び B のメッシュが分布しております。また、海域版につきましては、76 ページにお示ししておりますが、事業実施想定区域を含むメッシュは、注意喚起レベル低に指定されておりますほか、周囲には注意喚起レベル 1 及び低のメッシュが分布している状況です。

続きまして、83 ページから 88 ページに植生についてお示ししております。

この中で、植生区分の凡例については 83 ページ、全体を示している広域図については 84 ページとなります。

主な植生としては、事業実施想定区域の中心部は薄い緑色のシラカンバーミズナラ群落、東側には濃い黄緑色のダケカンバ群落、北側の尾根上には薄い黄色でお示ししているススキ群団が分布しております、南側には黄色でお示ししている牧草地が一部分布している状況です。

また、植生自然度については 90 ページから 94 ページにお示ししております。

こちらの図中におきまして、植生自然度 9 は濃いオレンジ色、植生自然度 10 は赤色というふうに植生自然度が高いところを濃い赤系統の色でお示ししております。

事業実施想定区域の南西側にはオオヨモギーオオイタドリ群団やハルニレ群落、北側にはエゾイタヤシナノキ群集やヤマハンノキ群落、南東側にはチシマザサブナ群集、ダケカンバ群落がそれぞれ部分的に存在している状況です。

続きまして、114 ページに重要な自然環境のまとまりの場について記載しております。

事業実施想定区域周囲では、狩場茂津多道立自然公園、朱太川水系、ブナ北限の里「黒松内」などが存在しております。また、事業実施想定区域内に希少個体群保護林である寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林が分布しております。ただし、こちらについては改変しない方針としております。

続いて、景観でございます。123 ページをご覧ください。

こちらには、各自治体へのヒアリング結果も踏まえまして選定した主要な眺望点を示しております。

歌島高原、新島牧ウインドファームなどが存在している状況です。

また、1 枚めくっていただきまして、125 ページには主要な景観資源を記載しております。

弁慶岬海岸などの自然景観資源、寿都湾や江ノ島海岸などの地域の良好な景観資源等が存在しています。

続きまして、127 ページに人と自然との触れ合いの活動の場について記載しております。

こちら自治体へヒアリングをいたしまして、その結果を踏まえて選定しており、歌島高原、本目岬、弁慶岬等が存在している状況です。

続きまして、163 ページをご覧ください。

こちらに環境保全についての配慮が特に必要な施設等をお示ししております。

事業実施想定区域周囲の西側には福祉施設である島牧柏光園があるほか、南西側に島牧中学校、また、北東側の寿都町の市街地には学校や医療施設等が存在しております。

風力発電機設置想定範囲との位置関係は、第4章の226 ページにお示ししております。

最近傍にある建物は離隔距離が500メートルとなっておりますけれども、こちらは検討の初期値として住居等からの離隔距離を500メートル以上確保することとしたものでありまして、500メートルの離隔距離で十分であるとは考えておりません。以降の調査、予測、評価の結果を踏まえ、適切な離隔距離を持った風車配置を検討していくことを考えております。

続きまして、4章の調査、予測及び評価の結果についてご説明申し上げます。

まず、218 ページをご覧ください。

こちらには、計画段階配慮事項の選定についてお示ししております。

本事業におきましては、騒音、地形、風車の影、陸域動物及び植物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場、景観の8項目を選定しております。

現時点では工事計画の熟度が低いことから、工事の実施に関わる影響については次の方法書段階以降で取り扱うこととしております。

計画段階環境配慮事項の選定理由については次の219 ページにお示ししております。

本事業の変更は全て陸域となりますので、海域の動物及び植物は非選定としております。

最後に、評価結果についてご説明申し上げます。

各項目の評価結果は第4章の最後に表として取りまとめておりますので、293 ページをご覧ください。

まず、騒音についてですが、2キロメートルの範囲内に住宅等が存在するため、施設の稼働に伴う騒音による影響を及ぼす可能性があります。このため、累積的影響も考慮して適切な予測、評価を行うこと、住宅等からの離隔距離を考慮した上で風車の機種選定、配置を検討することなどにより、影響の回避、低減を図ってまいります。

次に、地形及び地質については、こちらも地形改変により影響を生じる可能性がございますけれども、文献及び現地調査により状況を把握しまして、影響の程度を適切に予測、評価し、変更範囲を極力最小限となるよう検討してまいります。

その下の風車の影ですけれども、こちらも施設の稼働に伴う影響を及ぼす可能性がございますので、日影図を作成して影響範囲及びその程度を予測し、風車の配置検討を行うことで影響の回避、低減を図ってまいります。

続いて、次の294 ページをご覧ください。

まず、陸域動物についてですけれども、地形改変及び施設の存在に伴う生息環境の変化、また、コウモリ類や鳥類などの飛翔性動物は衝突の可能性があるため、今後、現地調査により生息状況をしっかりと見極めながら影響程度を適切に予測、評価すること、それから、専門家の助言をいただきながら、それを踏まえて必要に応じて環境保全措置を検討することとしております。

その下の陸域植物については、地形改変及び施設の存在に伴う生育環境の変化が生じる可能性はありますが、今後、現地調査により重要種の生育状況、重要な群落等の状況を把握して影響程度を適切に予測、評価し、改変範囲を極力最小限とするほか、必要に応じて環境保全措置を検討することにより、影響の回避、低減を図ってまいります。

最後に、295 ページをご覧くださいと思います。

まず、生態系についても、重要な自然環境のまとまりの場の改変を極力避けること、生態系注目種などへの影響について適切に予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することにより、影響の回避、低減を図ってまいります。

その下の景観についてですが、風車が視認可能となる主要な眺望点があること、また、主要な眺望点である歌島高原が風力発電機の設置想定範囲に含まれていることから、眺望景観に影響を及ぼす可能性があります。このため、累積的影響も含めて考慮しながらフォトモンタージュ法を用いて主要な眺望景観への影響を適切に予測、評価すること、また、歌島高原に関しましては、今後、自治体等に眺望点としての利用状況を確認し、それを踏まえて風力発電機の配置、塗色等を検討することで影響を回避、低減できるよう努めてまいります。

最後に、一番下の人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、景観と同様に、利用状況を自治体に確認しながら、その結果を踏まえて風車の配置等を検討してまいりたいと考えております。

ご説明は以上となります。

○**澁谷会長** それでは、続いて、事務局から主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（下田主事）** 初めに、本配慮書に係る手続の経過について簡単にご説明いたします。

本配慮書ですけれども、9月24日付で受理しまして、9月25日付で本審議会に諮問しております。

縦覧期間につきましては9月25日から10月24日までとなっております。

続きまして、資料の説明に入らせていただきます。

関係資料は資料1-1と資料1-2になります。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、資料1-1の2ページの質問番号2-5の①と②をご覧ください。

先ほどの事業者の説明にもありましたが、事業実施想定区域内に住宅等がありまして、

①ではそれを区域内に存在しないように設定する必要がなかったかについて、さらに②では、配慮が特に必要な施設、住宅等と風力発電機設置想定範囲との離隔距離が500メートルになっている部分についての根拠と離隔距離が十分であるとした理由を質問しております。これに対して、事業者からは、まず、①の住宅等の存在に関しましては、配慮書においては工事計画の熟度が低いことも踏まえ、事業実施想定区域は既存の道路等に対してある程度の幅を取って記載しているもので、アクセス道路は既存道路の整備を基本にして考えていることから住宅部の改変については現時点では考えていないこと、方法書以降において範囲が絞り込まれると考えているとのことです。また、②については、住宅等と風力発電機の設置想定範囲との離隔距離に関し、500メートルとした理由について、2011年に環境省が発表した記載の報告書を踏まえて設定しておりますが、近年の風力発電機の大型化を踏まえると、この離隔距離で十分であるとは考えておらず、今後の手続ではさらに離隔を確保できるよう発電機の配置等を検討すると回答が得られております。

次に、資料1-1の10ページの質問番号4-12の①と②をご覧ください。

こちら先ほどの説明にあった部分ですが、保護林に対する予測及び評価の結果に加え、保護林周辺の森林を開発することにより風倒が発生しやすくなるなどの間接的な影響を受ける可能性がないか、事業者には質問をしております。これに対して、事業者からは、現時点では風車の配置やアクセス道路等において未確定事項が多く、事業実施想定区域を広めに設定していることから保護林が含まれているものの、保護林は風車の配置の想定区域からは除外しており、アクセス道路や一時使用地としても既設の林道を活用して保護林自体の改変を避けるように検討すると回答しております。また、保護林の周囲の改変をする場合は、影響の有無について専門家へのヒアリングを行うなど、適切な対応を行うと回答しております。また、この保護林に対して直接改変することはないものの、周囲の改変により影響が生じる可能性があると考えておりますが、今後の環境影響評価手続において、実施想定区域の絞り込みや土地の改変面積の低減等を行うことにより、重大な影響の回避または低減が可能であると回答しております。

続きまして、11ページの質問番号4-14をご覧ください。

歌島高原からの眺望に関しての質問になります。

まず、①と②で眺望方向とそれに対する影響の考え方について質問をしております。これに対して、事業者からは、眺望点としての利用状況や主要な眺望方向、風車と景観に関する考え方等について、今後、自治体へヒアリングを行う予定であり、フォトモンタージュ等を使いながら意見交換等を進めたいと考えているとのこと、方法書以降に実施する現地調査やフォトモンタージュ、ヒアリング結果を踏まえ、適切な風車配置となるよう検討するとしております。

また、③では、風力発電機の設置想定範囲内に歌島高原が所在するという一方で、その場合は最短距離が0メートルになると考えられるのではないかと質問をしております。これに対して、事業者から、垂直見込角を算出するに当たって、風車の詳細位置を決定して

いないことと眺望点を特定していないことから、暫定的に風車ブレードの旋回半径程度である 100 メートルを離隔距離として垂直見込角の算出を行ったということで、最短距離を 0 メートルとした場合、垂直見込角は 90 度となるとしております。

④では、垂直見込角が大きい歌島高原や月越高原などはどの程度になるまで低減することを想定しているのか、あるいは、垂直見込角は大きくても一定の条件を満たすことで影響を低減できると考えているのか、事業者の見解を質問しております。これに対して、事業者からは、風車の機種や配置、塗色の検討によって影響を全て回避することは不可能という認識ではあるものの、一定程度の低減は可能であると考えており、評価に関しては、垂直見込角のみで判断するのではなく、環境学習の場としての活用や景観資源としての活用等についても視野に入れて自治体と相談したいと考えていると回答しております。

最後に、同じページの下の方の質問番号 4-16 の①と②をご覧ください。

パラグライダーのフライトエリアとして利用されている歌島高原ですが、活動への影響や関係団体との協議状況について質問をしました。これに対して、事業者からは、今後、歌島高原でパラグライディングを企画、運営している団体へ事業計画概要を説明するとともに、フライトエリアや方向等に係る実態をヒアリングする予定としておりまして、その結果を踏まえ、配置や安全対策等、パラグライダーのフライトに対して問題とならないよう協議を重ねていくと回答しております。

本事業について、説明は以上となります。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。審議会終了後にメールにて依頼させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

ご審議について、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長 ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○奈良委員 1 次質問の資料の 10 ページの質問番号 4-14、質問番号 4-15、質問番号 4-16 で歌島高原に関してたくさん質問していただいて、その回答がありますが、一つ引っかかったのが質問番号 4-14 の④の回答です。「垂直見込角のみで一元的に判断するのではなく、環境学習の場としての活用や」とあり、垂直見込角は大きくてもいいではないかというふうにも読めます。現在ある歌島高原の景観を大事にしつつ、どうするかということで、現在の景観を大事にした風車の配置を十分に考えていただきたいです。

また、質問番号 4-16 にあるようなパラグライダーに関し、かなり危険を伴うと思ったので、現状維持しつつかいということで、今後の風車の配置や何かを十分考慮していただきたいと思いました。

○事業者（北海道電力株式会社） まず、景観についてですが、ご指摘はごもっともであり、歌島高原からの景観は一つの資源であると考えております。そういった中で、自治体

ともいろいろと意見を交換させていただいて、この景観やこの地点の利用方法も伺った上で、景観を守りつつ、有効な場として使えるような風車配置等を検討してまいりたいと思っております。

また、パラグライディングも、風車ウェイクの影響などで風況が変わるとなると、その影響はこういった軽飛行体に対しては非常に大きいと思っております。事故は一番起きてはならないことだと思いますので、パラグライディングの実態について、パラグライディングをされる協会や専門家の方のご意見を伺いながら適切に影響のない配置を検討し、安全性に影響するようなことがないように検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○奈良委員 十分な検討を期待します。

○澁谷会長 私からも同じく質問番号 4-14 の④についてです。

一定程度の低減は可能と表現されておりますが、ここがやっぱりすごく難しいところだと思います。なぜかという、こうなってはいけないという基準が示されていない項目だからです。ですから、普通に考えると、社会的な受忍限度内に低減させることがアセスで求められる低減の仕方だと思うのです。

ただ、社会的な受忍限度とは何なのかというのは非常に曖昧で定性的なものです。北海道電力も言及されていますけれども、地元の自治体とこの利用者の方々がどのように感じられるのかをしっかりと調査し、その人たちが、これなら良いですねというものがこの場合の社会的な受忍限度になると思っておりますので、そういう検討をぜひ進めていただきたいなと思います。

私からもう一点です。

先日、現地を見せていただきまして、どこの業者かは忘れましたが、既設の施設がもうありますし、現在工事中で結構大規模な工事をされておりましたよね。そういう意味では、累積的な影響に関してしっかりと取り組んでほしい場所にどうしてもなると思います。まだ計画がはっきりしていない事業はなかなか難しいと思っておりますけれども、既設の事業と現在工事中の事業はもうはっきりしていますので、せめてそういう事業者と十分な協議を進めていただきたいと思います。取り上げている項目全てについて、累積的な影響はどう考えられるのか、できれば定量的にこうであると示していただければと思います。

今の景観のところもそうですが、定量的で客観的な指針というか、指標を得るのが難しい項目がありますよね。そういう場合は、先ほども申しましたように、地元の理解や利用者の動向を指標にしながら評価を考えていただければと思います。現在はまだ配慮書段階ですが、ぜひそういうことを念頭に置いて進めていただければと思います。

○事業者（北海道電力株式会社） 本地域は周辺に事業者がいらっしやいまして、今、工事中の風力発電設備もございます。今、会長がおっしゃられたとおり、弊社の工事の計画の熟度が上がっていく段階で、環境への累積的な影響について、周辺の事業者と情報共有しながら、また、地域の方ともコミュニケーションを取りながら適切に評価していければ

と思っておりますので、よろしくお願いたします。

○**澁谷会長** それでは、委員の方からほかにございせんか。

○**押田委員** 一つだけです。

今回の調査地を見ていると、水系が随分あるようなのです。

動物のところで魚類についてはいろいろと書かれていますのですけれども、川の底生生物、例えば、ニホンザリガニなんかがこの辺りにいるかどうか、それにも配慮していただくと良いと思いました。

そちらはいかがでしょうか。

○**事業者（北海道電力株式会社）** ニホンザリガニにつきましても、文献等では島牧村などにいるという情報があります。当社の事業地でも、ニホンザリガニは広葉樹が分布している沢などにいる可能性はあるという認識でおりますので、現地調査するに当たっては、水があるような湿地や小沢の存在を含め、適切に把握した上で調査に臨んでまいりたいと思っております。

○**澁谷会長** ほかにございせんか。

（「なし」と発言する者あり）

○**澁谷会長** ほかにご意見やご質問がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

事業者の皆様は会場からの退室をお願いいたします。

では、議事の（２）に移ります。

本日が1回目の審議となる（仮称）今金せたな風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、非公開箇所に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際に申し出てください。

本件は1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者であるENEOS リニューアブル・エナジー株式会社からお願いいたします。

○**事業者（ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社）** 事業内容説明を始めたいと思います。

まずは、準備書の第1分冊より、本事業の概要についてご説明いたします。

発電所の概要は、準備書の第2章の8ページに記載しております計画対象の風力発電所の出力として最大7万9,800キロワット、単機出力は4,200キロワットで19基の設置を予定しております。

関係自治体は、9ページに記載のとおり、対象事業実施区域に該当する北海道瀬棚郡今金町、久遠郡せたな町及び二海郡八雲町となります。

対象事業実施区域の詳細や検討経緯については、方法書時点から準備書段階への変更点

を含め、4ページから12ページに図示、説明しております。

方法書時点では24基程度の計画としておりましたが、準備書段階において風力発電機の基数を19基に削減することで改変面積の削減を図りました。

続いて、風力発電機の諸元は61ページに記載しております。

ローター直径は136メートル、ハブ高さは104メートル、最大高さは172メートル、地面からブレード下端までの高さは36メートルとしております。

対象事業実施区域及びその周囲における他事業については68ページに記載しております。

(仮称)今金風力発電事業と一部区域が重複しておりますが、現状で発電機の配置と機種が不確定なため、準備書段階では累積的な影響の検討対象から除外しております。また、北檜山ウィンドファームとは工事期間が一部重複する可能性があるため、工事用資材の搬出入等に伴う騒音、振動及び人と自然との触れ合いの活動の場を累積的な影響に係る環境影響評価の項目として追加しております。なお、両事業者とは事前協議を実施している状況でございます。

続いて、環境の保全のための措置の基本的な考え方についてご説明いたします。

工事中は低騒音型建設機械の使用や工事工程の調整等による工事車両台数を平準化することでピーク時の台数の低減に努め、騒音及び振動に関する環境影響の低減を図るとともに、人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスに配慮する計画といたします。また、工事の土砂流出対策として沈砂池等の工事を先行いたします。

動物及び植物の保全については、風車ヤード、管理道路の設置に伴う樹木の伐採や土地の改変が必要最小限となるよう環境影響を低減いたします。

産業廃棄物については、可能な限り有効利用に努め、発生量を低減し、工事に伴い発生する残土は可能な限り敷地造成等の盛土に活用することといたします。

発電施設の稼働後においては、風力発電機の適切な点検、整備を実施し、騒音及び超低周波音の原因となる異音等の発生を低減いたします。

景観については、眺望の変化に配慮し、環境融和色の塗装をする計画といたします。

なお、具体的な環境保全措置については準備書の1,602ページ以降に記載しております。

以上が本事業の概要となります。

○事業者（日本気象協会） 続きまして、本事業の環境影響評価について委託を受けております日本気象協会から対象事業実施区域及びその周囲の概況をご説明いたします。

まず、97ページをご覧ください。

陸域における環境省のEADASのセンシティブティマップとなります。

対象事業実施区域を含むメッシュについては情報なしに該当いたします。

続きまして、99ページから105ページに鳥類の渡りルートについて記載をいたしました。

ハチクマは対象事業実施区域及びその周囲を通過している可能性があります。

続きまして、123ページから131ページをご覧ください。

こちらは、文献資料による対象事業実施区域の植生となります。

対象事業実施区域及びその周囲の植生につきましては主にトドマツ植林やシラカンバーミズナラ群落が分布している状況です。

133 ページから 141 ページをご覧ください。

こちらは、既存文献で確認されました重要な植物群落の分布となります。

対象事業実施区域の中央部には植生自然度 9 のチシマザサーブナ群落等が存在しております。

続きまして、165 ページと 166 ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場を記載しておりまして、対象事業実施区域の西側に若松トドマツ希少個体群保護林が隣接しております。

続きまして、198 ページをご覧ください。

こちらは、対象事業実施区域周辺の住宅等の位置となっております。

最も風車に近い住宅は東側の住宅で、離隔距離は約 1.0 キロメートルとなっております。また、配慮が特に必要な施設との最短距離は風車から約 6.7 キロメートルとなっております。

続きまして、主要な眺望点につきまして、167 ページから 169 ページに記載しております。

対象事業実施区域及びその周囲では日進寿の家や富里地区などの眺望点が分布しております。

人と自然との触れ合いの活動の場については 173 ページと 174 ページに記載いたしました。

こちらには浮島公園等が分布しております。

対象事業実施区域及びその周囲の概況については以上となります。

続きまして、準備書の第 10 章の環境影響評価の結果についてご説明いたします。

最初に、騒音についてです。

騒音、低周波音についてですが、事業単体の予測結果も周辺他事業との累積的影響の予測結果も指針値等を満足する結果となっております。また、重大な影響はないものと考えております。そのため、詳細な説明は割愛させていただきます。

続きまして、水質についてお話しさせていただきます。

694 ページから 699 ページをご覧ください。

風車ヤードの沈砂池や道路部に設置する排水溝からの排水が河川に到達するかどうかを予測しております。

各沈砂池排水や道路排水につきましては大部分が常時水流に到達しない結果となりました。常時水流に一部到達する結果となった土捨場 1 ②の沈砂池及び G1 の排水溝は排水が到達する河川の浮遊物質の予測も実施しまして、そちらの結果を 708 ページに記載しております。その影響はごく僅かであると予測されるため、掘削土の流出防止のために必要に

応じて土砂流出防止柵や沈砂池等を設置することにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られていると評価しております。

続きまして、風車の影に参ります。

718 ページをご覧ください。

実際の気象条件を考慮しない場合におきましては、2戸で参照値を超過しております。また、実際の気象条件におきましては、このうちの1戸では参照値を満たしましたが、もう1戸では参照値を超過しています。しかし、住宅の周囲に存在する植生等によって視認される風車ブレード旋回範囲の一部が遮蔽されることから、実際の風車の影がかかる時間は予測結果よりも短くなると考えられますので、実行可能な範囲内で影響の低減が図られていると評価しております。

続きまして、2分冊目に参ります。

動物についてです。

まず、コウモリ類について説明いたします。

730 ページをご覧ください。

コウモリ類の調査位置を示しておきまして、現地で測定された風速とコウモリの出現に関する調査の解析結果を749ページと750ページに記載しております。いずれの調査地点や種群におきましてもおおむね弱風時に飛翔が多く確認されております。

続きまして、鳥類についてです。

773 ページにポイントセンサス等の調査地点を示させていただきました。また、776 ページから785 ページにかけて鳥類の調査結果を示しております。791 ページからは希少猛禽類の調査地点及び調査結果、799 ページからは鳥類の渡りの調査地点及び調査結果を示しております。

続きまして、重要な種についての調査結果となります。

872 ページから880 ページに重要な哺乳類の確認位置を示しております。

オコジョの可能性のあるイタチ科の動物やコウモリ類が対象事業実施区域及びその周囲で確認されております。

また、887 ページから1,053 ページに重要な鳥類の確認位置及び渡り鳥の移動経路の図を示しております。

この中で、営巣が確認された希少猛禽類としまして、827 ページから942 ページにミサゴ、943 ページから957 ページにハチクマ、965 ページから979 ページにオオタカ、980 ページから992 ページにクマタカの確認位置を示しております。

また、両生類と底生動物についてですが、両生類ではエゾサンショウウオが確認されておきまして、1,055 ページから1,058 ページに確認位置を示しております。また、底生動物ではニホンザリガニ等が確認されておきまして、1,094 ページから1,097 ページに確認位置を示しております。

続きまして、鳥類の予測結果についてご説明いたします。

1,130 ページから 1,132 ページにミサゴのブレードへの予測衝突数とそのメッシュ図を示しております。1,133 ページから 1,140 ページにハチクマの予測結果を示しております。

改変による生息環境の減少、喪失の影響を予測するに当たりまして、250 メートルメッシュごとのハチクマの確認回数及び繁殖期に妨害すべきでない推奨範囲を 1,136 ページから 1,138 ページに示しております。1,161 ページから 1,167 ページにオオタカの予測結果を、1,168 ページから 1,173 ページにクマタカの予測結果を示しております。

改変による生息環境の減少、喪失の影響を予測するに当たり、それぞれ行動圏内部構造を推定した結果についてもお示ししております。

動物については以上となります。

続きまして、植物についてです。

1,305 ページから 1,314 ページは現地調査を踏まえた現存植生図となります。

ダケカンバやシナノキが優占する落葉広葉樹二次林が最も多く分布しておりまして、ほかにはトドマツ植林、牧草地、ブナーミズナラ群落、ササ群落等が広く分布しております。

1,339 ページから 1,349 ページには重要な植物種の確認位置を示しております。

改変区域におきましてはカキラン及びキタササガヤの 2 種が確認されております。

また、1,351 ページに重要な群落の確認位置を示しております。

対象事業実施区域内の一部に植生自然度 9 の群落が分布しております。

そして、重要な種及び群落についての予測結果は 1,365 ページから 1,371 ページに記載しております。

改変区域に位置する重要種 2 種は移植を行いまして、事後調査で移植後の定着の確認を行う予定としております。

植物については以上となります。

続きまして、生態系についてです。

1,391 ページと 1,393 ページに注目種の選定結果を記載しており、本事業におきましては、上位性注目種としてクマタカを選定し、典型性注目種としてカラ類を選定しております。

クマタカについては、1,446 ページに営巣環境への予測結果、1,450 ページに採餌環境への予測結果を示しております。

営巣環境については営巣適地のポテンシャルが高い樹林環境における伐採を必要最低限にとどめて改変面積の削減に努めるなどの保全措置を講じることから、採餌環境については好適性の高い範囲は改変しないことから、影響は小さいものと予測しております。

続きまして、カラ類についてです。

1,463 ページに生息環境の予測結果、1,465 ページに餌資源量の予測結果を記載しております。

生息環境については、改変に伴う好適性の高い範囲の減少率が小さいこと、対象事業実施区域及びその周囲には主な生息環境である樹林環境が広く分布していることから、餌資

源量については事業実施に伴う変化率は小さいこと、対象事業実施区域及びその周囲には餌場となり得る環境が分布していることから、影響は小さいものと予測しております。

続きまして、3分冊目に移らせていただきます。

景観についてご説明いたします。

主要な眺望景観の状況の予測結果について1,477ページよりフォトモンタージュでお示ししております。

最大垂直視野角が最も大きい地点は1,551ページから1,558ページに記載しております日進寿の家となりますが、眺望対象とする景観資源は存在せず、風力発電機を環境融和色に塗装すること等で実行可能な範囲内で影響の低減が図られていると評価をしております。

また、北檜山ウィンドファームとの累積的影響について、1,582ページよりフォトモンタージュを掲載いたしました。本事業と北檜山ウィンドファームが一体となって視認された際の予測結果を掲載しております。

最後に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

工事用資材の搬出入の影響の予測結果について1,594ページに記載をしております。

関係機関等に随時確認し、イベント等により工事関係車両の主要な走行ルートにアクセスが集中する可能性のある場合は、該当期間並びに該当区間において工事関係車両の走行をできる限り控えること等を実施することにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られていると評価をしております。

また、北檜山ウィンドファームとの累積的予想について1,599ページに記載しました。

区域に十分な離隔距離があることに加えまして、イベント等により工事関係車両の主要な走行ルートにアクセスが集中する可能性のある場合は、該当期間並びに該当区間において工事関係車両の走行をできる限り控える等の環境保全措置を実施することにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られていると評価をしております。

長くなりましたが、以上が環境影響評価の結果となります。

準備書についての説明は以上となります。

○澁谷会長 続いて、事務局から主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

また、本件については10月21日に現地調査を行っておりますので、その内容も含めてお願いいたします。

○事務局（瀧川主任） それでは、本事業に係る手続の経過について、まず、簡単にご説明いたします。

本事業は、ENEOS リニューアルブル・エナジー株式会社が今金町及びせたな町に風力発電所を建設する計画で、配慮書については令和5年、方法書については令和6年に当審議会でご審議をいただき、それぞれ知事意見を発出しております。

これからご審議をいただく準備書は、本年9月9日から10月9日までの間、事業者によ

る縦覧が実施されており、意見募集期間は10月23日までとなっております。

当審議会への諮問は9月17日付でさせていただいたところです。

それでは、資料2-1及び資料2-2について、図書も用いて説明させていただきます。

なお、資料は希少種保護や個人情報保護の観点から、一部、非公開情報を含んでおりません。

資料2-1の着色部分や資料2-2の2ページの別添資料2-3②と書かれているもの、資料2-2の41ページから44ページ、51ページと52ページの別添資料15-9①及び55ページの15-9③が該当いたします。これ以外に、図書でも営巣地やそれに関する飛翔、重要種の確認地点などを非公開としている場合があります、図書の図にもその旨の記載がありますので、ご確認ください。

これらの情報に言及する場合は、冒頭で説明がありましたとおり、非公開審議の時間を設けますので、その際にご審議をいただきますようお願いいたします。

では、資料2-1を説明いたします。

2ページの質問番号2-3の②をご覧ください。

非公開情報が含まれておりますので、簡単に説明いたします。

WT01及びWT02について、ミサゴの営巣地から離隔距離を確保したとのことですが、これにより他の希少猛禽類との離隔距離はどのように変化したのか、質問しました。これに対して、事業者から、回答に記載のあるとおりの離隔距離が取れていることから、他の希少猛禽類への影響は低減できているとの回答がありました。

なお、猛禽類の営巣地と風力発電機との距離に係る方法書時点との比較については、資料2-2の2ページ、非公開資料となりますが、別添2-3②もご覧ください。

続いて、質問番号2-3の④をご覧ください。

第10章の10.1.4の動物の項目の内容を踏まえると、区域北部では希少猛禽類の営巣地が多く確認されていますが、対象事業実施区域や風力発電機の設置位置の検討の際にミサゴの営巣地との離隔距離を取ることでいいと判断した理由について質問しました。これに対して、事業者から、オオタカやハチクマも区域北部の風力発電機群の周囲に確認されていましたが、猛禽類保護の進め方に示されている営巣中心域の半径や繁殖期に妨害すべきでない範囲の推奨距離を参考にし、ミサゴの推奨距離が約500メートルとされていることに対し、当初計画ではWT01までは約270メートル、WT02までは約260メートル、WT03までは約375メートルと、推奨距離を大きく下回っていたため、ミサゴを優先的に配慮する計画としたとのことです。

なお、オオタカは推奨距離が約300メートルとされており、当初計画では約340メートルの距離でしたが、370メートルの離隔距離となるよう計画したとのことです。

こちらについても、先ほどと同様、方法書時との比較につきましては別添資料2-3②に示されておりますので、ご参照願います。

続きまして、資料2-1の8ページの質問番号3-11の①をご覧ください。

WT17 や WT18 のように後方に滑落崖がある地点を風車設置位置と設定しても問題がないと判断した理由と災害防止策について質問しました。これに対して、事業者から、滑落崖の存在に関しては、地すべり地形との重複リスクを認識した上で、崩壊リスクを回避できるよう、許認可手続を通して技術要件、技術基準を満足する事業計画を検討すると回答がありました。ただし、現地の地形・地質状況等から斜面の崩壊・流出リスクを回避できないと判断した場合は風車配置の見直し等も検討すると回答がありました。

なお、こちらの地点は現地調査を実施した際に視察した地点でもありますので、後ほど補足をいたします。

続きまして、10 ページの質問番号 8-8 をご覧ください。

また、併せて図書の 423 ページもご覧ください。

コウモリに関してとなります。

図書の 461 ページの専門家ヒアリングにおいて、入感状況調査では、風力発電機の設置予定範囲を満遍なく踏査してほしい旨の意見がありますが、423 ページの図で示されているように、北部の WT03 から WT07 や中央部の WT11、WT12、WT14 は踏査されていないように見えるため、このような踏査ルートとなった理由について質問しました。これに対して、事業者から、コウモリ類の入感状況調査については夜間に実施し、ヒグマへの対策のため、極力、車両に乗った状態で調査を行ったが、北部の WT03 から WT07 や中央部の WT11、WT12 は林道の近くに位置しており、林道の道幅が細い箇所もあるため、安全に配慮し、夜間の走行を控えたとのこと。また、WT14 は牧草地の中に位置しており、牧草地内の踏査は徒歩でのみ許可が下りたため、車両の通行ができず、風車位置に接近できなかったことから掲載している踏査ルートとなったとのこと。

次に、資料 2-1 の、18 ページの質問番号 14-2 をご覧ください。

風車の影の予測について、実際の気象条件を考慮しない場合の参照値を超える住宅の予測結果と現地の遮蔽物の調査結果について質問しました。これに対して、事業者から、実際の気象条件を考慮しない場合の参照値を超過する可能性がある 2 戸の住宅については、フォトモンタージュを作成し、風力発電機方向の遮蔽状況を確認した上、住民に調査結果の説明を実施し、調査結果及び事後調査について理解を得たとのこと。

こちらについても現地調査を実施しましたので、後ほど補足いたします。

資料 2-1 及び資料 2-2 の説明については以上となります。

続きまして、本年 10 月 21 日に実施した現地調査についてご説明いたします。

現地調査につきましては、通常は、一度、審議を行ってから行うことが多いのですが、本準備書の縦覧開始が 9 月であり、審議会の開催予定日を勘案すると積雪時期に現地調査を行う可能性が高かったことから、審議前の 10 月 21 日に行うことといたしました。

当日は、澁谷会長と事務局 3 名の計 4 名で、事業者とともに現地調査を実施いたしました。

それでは、図書と資料 2-2 も用いながら説明いたします。

まず初めに、図書の 165 ページと 28 ページもご覧ください。また、資料 2-2 の 9 ページの別添資料 3-3 も併せてご覧ください。

若松トドマツ希少個体群保護林と対象事業実施区域及び WT10 との位置関係を確認しました。

改変区域と保護林との最短距離は約 20 メートル、風力発電機との最短距離は約 25 メートルであり、工事中の風車ヤードや隣接する土捨場からの濁水が保護林に流入しないかが懸念されました。

次に、図書の 255 ページ、34 ページ、35 ページをご覧ください。

資料 2-1 で紹介した地すべり地形についてです。

現地では WT17 について確認しました。

こちらの地点は牧草地として利用中で、現時点で地すべり地形特有の割れ目は確認されていないとのことです。資料 2-1 の質問番号 3-11 の①でも記載のあるように、場合によっては風車配置の見直しや代替地を検討するとのことでした。

次に、図書の 720 ページから 724 ページと資料 2-2 の 41 ページから 44 ページをご覧ください。

風車の影についてです。

資料 2-2 は非公開になりますが、先ほど紹介した質問番号 14-2 の住宅 2 地点における風車の見え方を確認いたしました。

事業者から、資料 2-2 の 41 ページから 44 ページで示されているものと同じフォトモンタージュを当日も使用して風車の見え方の説明がありました。2 地点とも風車のブレードが一部見える可能性はあるものの、主に植生により見えにくくなるという説明がありました。

次に、眺望景観についてです。

図書 3 冊目の 1,472 ページをご覧ください。

眺望景観の位置が示されております。

あわせて、1,551 ページから 1,558 ページと 1,563 ページから 1,570 ページをご覧ください。

まず、1,472 ページの対象事業実施区域の南東にある⑯の日進寿の家と北東にある⑱の旧金原小学校からの眺望予測を確認しました。

1,551 ページから 1,558 ページに示されている予測地点は、日進寿の家から少し離れ、開けた地点から風力発電機を望む場所となります。同地点は標高がやや高いようで、風車の下部も見ることができ、周りに遮るものもないため、見やすくなるという印象を受けました。また、1,563 ページから 1,570 ページの旧金原小学校からは風車を 10 基ほど見ることができます。

以上、簡単ではございますが、現地調査について説明させていただきました。

そのほか、調査に参加してくださいました澁谷会長から何か補足などはありますでしょうか。

○澁谷会長 当日、委員としては私だけが参加しておりました。

現場は、基本的には割となだらかな地形の尾根筋に風車が予定されるようなところです。予定地の周辺までしっかりした舗装道路があるところがほとんどで、事業としては道路の新設等はあまりなく、なだらかな尾根の上ですので、地形の改変もそこまで大きくはないだろうという事業地となっております。それでも、大きなクレーン等が入らなければいけないと思いますので、道路の拡幅等は必ず伴ってくることになると思います。

一部、既設の林道か農道にカキランが自生しているような場所もありました。そのような場所の改変はできるだけ避けるような事業計画としていただきたいです。先ほどの説明でもやむを得ない場合に移植とおっしゃっていましたが、移植はできるだけ避けるようにしていただければと思います。工事量は増えると思うのですが、そんなに地形がきつくないところですので、工事量が多少増えても、配慮すれば自生の状態を壊さないで工事ができるのではないかと思います。

また、話に随分と出ていましたが、猛禽類が結構飛んでいました。今のご説明でも、方法書の段階から風車の基数を減らし、猛禽類の営巣地等に配慮をされていたのだろと思いますが、随分見かけましたし、衝突しそうな高さを飛んでいるという印象でした。

非公開の資料になっていますが、資料 2-2 の 2 ページに、確認されている営巣地との距離が前回の方法書の段階からの距離と併記され、離隔距離を取るように見直しましたという図が示されています。私は素人なので、分からないのですが、先ほど営巣地との距離ということで、環境省の指針というか、基準値のご説明がありましたけれども、それで十分なのかどうか、あるいは、この距離は営巣地との距離ですが、営巣期以外の鳥の行動から、風車の配置が十分に安全な配置になっているのか、専門の方としっかりとご議論をいただく必要があるかと思います。

さらに、影響評価がなかなか難しいと思うのですが、実は我々が現場を見ている間にヒグマに会いました。1頭だけで、あまり大きい個体ではありませんでした。母親がいるかと思いましたが、いないようでした。多分、母離れをしたぐらいの熊だったと思うのですが、やはり熊が結構多いのだろと思いますが。そのような場所で実際に事業を始めたとき、熊の行動にどういう影響があるのか、自分自身も分からないのですが、熊の行動に影響があった場合、昨今の状況を考え、大丈夫であるかも少し気になりました。

札幌でも円山公園が全面閉鎖になりましたよね。今の状況は特別だとは思いますが、多分、道南はヒグマの生息密度が高いと思いますので、工事の影響で行動に変化があった場合にどういう影響が出るものなのか、ちょっと気になります。ただ、これに関して専門家は恐らくいないと思いますし、影響評価はできないと思っています。

ただ、割と事業がしやすい地形だと思いました。だからといって、どんどん事業をしてくださいということではなく、準備書は最後の段階ですので、希少種への影響を避けるよ

うな工事の方法を具体的に考えていただければと思いました。

○事務局（瀧川主任） 澁谷会長、ありがとうございます。

時間の都合上、全てご説明はできませんでしたが、後日、委員の皆様には現地の写真などの調査結果を送付させていただきますので、今後の審議の参考としていただけますと幸いです。

私からの説明は以上となります。

委員の皆様には後ほどメールにて2次質問の依頼をさせていただきたいと考えております。

それでは、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○高橋委員 騒音について2点ほど教えていただきたいところがあります。

まず、1点目は、資料2-1の14ページの質問番号10-3の②に関連することです。

回答の中の図10.1.1.1-4、冊子でいえば487ページからになるのですが、白丸でプロットされているLA90+2dbは、採用されている日の10分間の値をプロットしているということによろしいのでしょうか。

○事業者（日本気象協会） その認識で間違いございません。

○高橋委員 例えば、一番顕著なのは環境1の夜間の1日目だけしか取れていないということですが、2日目から4日目の中で、時間値や1日としては欠測になるけれども、10分値で採用できるような数値も全くなかったのでしょうか。

もしそういった10分値等があれば、今後、それをここに一緒にプロットすることによって、1日だけで問題ないという根拠づけになるのではないかと思います。公にするかどうかは別として、もしそういうものがあれば見せていただけると、こちらとしてもより安心できると思います。

そういった対応はやっていただけるのでしょうか。

○事業者（日本気象協会） その値も2次質問の時点で何らかの形で記載ができるように検討を進めてまいります。

○高橋委員 2点目は16ページの質問番号11-4についてです。

今後の対応ということで回答をいただいている、多分、施設の稼働後についてはこのような対応になると思うのですが、今、準備書から評価書に移る段階においてはどのような対応を考えておられるのが回答にないと思います。もし考え方が何かありましたら教えていただければと思います。

○事業者（日本気象協会）

現段階では苦情や懸念等の声はいただいておりませんので、低周波音域についての地域住民への対応等について今の段階での方針等はございません。ただ、こちらに回答したとおり、ご懸念や苦情があった場合はしっかりと対応していけたらと思っております。

○高橋委員 前に審議会の別の議事の中で言ったことがあるのですが、施設の稼働後であれば、例えば、苦情の出ている人に対する対応ということで良いと思うのですが、準備書から評価書の間については個別対応ということではないと思うので、その考え方をお示しいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○事業者（日本気象協会） 風車の位置の変更等も検討のうちに含めながら、どのように対応していくかを引き続き検討してまいりたいと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○奈良委員 書類を見ている中で対象事業実施区域と事業実施想定区域と二つの形が出てきています。

気になったのは1冊目の198ページの対象事業実施区域で、ほとんどがこの形の絵なのですね。ただ、267ページに行きますと事業実施想定区域となっており、形が変わっているのです。その後、270ページ、291ページ、飛んで3冊目の1,705ページや1,716ページ、1,717ページも事業実施想定区域を使って説明していらっやいます。

この二つはどのように使い分けをしているのか、教えていただけたらと思います。

○事業者（日本気象協会） 今ご指摘いただいたところは、ページの下部にこのページに記載した内容は計画段階環境配慮書のものであると記載しております。

準備書はアセスの手引に基づいて作成しているのですが、今まで配慮書から進めておりますので、その配慮書時の内容についても掲載しているということです。

○奈良委員 今までの準備書でもそういうものがあって、もしかしたら気がつかないだけなのかもしれませんが、ちょっと形の違うもので説明があって、とても違和感がありました。

この場合は、例えば、270ページの事業実施想定区域からの距離は、新たに198ページに訂正されたというのか、準備書で新しく出てきた数字、施設からの距離が6.7キロメートルとあるのですけれども、チェックしていて、本当に前の資料のものが必要なのかなと疑問に思いましたが、どうなのでしょう。

○事業者（日本気象協会） 先ほども申したとおり、経済産業省からのアセスの手引という資料に基づいて作成しているものになりますので、回答になっていないとは思いますが、一事業者からその点についてのご回答はなかなか難しいところです。

申し訳ありません。

○事務局（名畑課長補佐） 補足です。

配慮書の図を用いているページはございますが、今は準備書段階ですので、例えば、198ページに示されている黒枠の対象事業実施区域が今の最終の区域案になっており、施設からの距離は6.7キロメートルとなっております。

この図書全体を通して対象事業実施区域をベースに審議していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○押田委員 図書の749ページと750ページにコウモリの風速に関する影響のグラフが出ているのですが、これについて教えていただきたいです。

例えば、749ページの上の絵は、左側は単純な全体を観察したときの回数、頻度で、右側は10分間実測したときのものということでしょうか。

○事業者（日本気象協会） グラフの左側は、ご認識のとおり、飛翔回数や飛翔頻度など、実際に観測されたものをグラフにしているものです。

右側は、10分間の平均風速を観測されたときの風速から出しておりまして、それが観測された頻度を基にといいますか、割合を出しています。風速が大きい小さいかによってコウモリの飛翔回数を割っています。

○押田委員 カットイン風速3メートル/秒となっていますよね。確かに、3メートルを過ぎると少し下がるようなイメージもあるのですが、5メートル、6メートル、7メートルと、同じような感じでプラトーが続いているなという気がすごくするのですね。

次のページは、逆に、それよりも小さい2メートル/秒ぐらいのほうが、頻度で見ると、両方とも大きくなっているのです。

10キロヘルツから30キロヘルツというのは、たしか、固有種のコヤマコウモリの声の範囲だったと思うのです。実際に、道南ではコヤマコウモリに関する固有種がバットストライクで死んでいるということで、何年か前からコウモリを研究している方々からいろいろな意見を私も受けています。

これを見る限り、カットイン風速3メートル/秒ぐらいでは駄目かもしれないとなったとき、例えば、これを5メートルや6メートルにして設置することはできるのでしょうか。また、そういう検討はされるのでしょうか。それをお尋ねします。

○事業者（日本気象協会） 現状としては、お示ししているとおり、カットイン風速3メートル/秒としております。ただ、この予測については不確実性があるということで、バットストライクの事後調査を予定しております。その調査結果によって、著しい影響が見られるということが判明した場合は、再度、専門家等へのヒアリングを踏まえ、カットイン風速を上げるなどの措置も検討していきたいと考えております。

○押田委員 転ばぬ先の杖で、事前に3メートルから少し上げておくということではなく、何か起きてしまったら、その対策として5メートルぐらいに変えるということですか。

○事業者（日本気象協会） まさにそのとおりに考えています。

どの号機に何が衝突するのかもまだ分かっていない段階ですので、事業者としては、実際に風車を建てた後、効果的にかつ効率的に対策を実施したいと考えています。

まずは、事後調査をしっかりとさせていただいて、どういったバットストライクの状態になっているのかを確認した上で、専門家などのヒアリングを行いながら、コウモリへの影響をきちんと低減できるようにカットイン風速を上げていくなどの対策を考えたいと思っています。

ちょっと歯切れが悪い回答で申し訳ないのですが、以上です。

○押田委員 例えば、風車がたくさんある中で、これは6メートルにしましょう、これは3メートルのままでも良いでしょうということで個別に対応を考えていくというイメージでよろしいでしょうか。

○事業者（日本気象協会） そうです。先ほど申したとおり、バットストライクの結果に応じ、個別に対応できると考えています。

○押田委員 そのような対応をしていただければ良いと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○澁谷会長 私から1点だけお聞きします。

ふだん、このようなことは全く話題にならないのですが、今回の計画ですと、農地のすぐそばに建つ、場合によっては農地の中といたしますか、採草地の中に建つような場所もあったと思うのです。でも、当然、農地で働いている人がいますよね。そして、農地からの見え方や農地に聞こえる音というのは相当大きいものがあると思うのです。トラクターが動いていたら大丈夫だろうという話になってしまうかもしれないですが、そういう説明を現地の方にされましたか。

○事業者（ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社） 今回の事業計画においては、農地が近隣に接しているところです。また、風車については、採草地が今該当しているのですが、地元の方々とは、今回、準備書とアセスの法定説明会に加え、事業者の自主説明会をせたな町、今金町、八雲町において実施しております。その中で、弊社の事業ではこういったところに風車を置きたいとお示しした上で、地元の方々とは一定の合意形成が図れているのではないかと理解しております。

今金もせたなも酪農家や農家が多いのですが、そのような方々からは、どちらかというところ、農道をよく使われるので、工事車両や稼働後の保守、メンテナンスで地元の方々が必要な時期に使えるかどうかをご懸念される声が一番多いです。

○澁谷会長 大丈夫なのですかね。非常に当たり前ですけども、目の前に見えて、目の前で回っているはずなのですが、あまり現実感がないのですかね。

そういう手順を踏まれているなら理解できました。

ほかに委員からご質問やご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 それでは、特にないようですので、ここで非公開審議について確認をいたします。

委員の皆様から非公開箇所に関してご質問やご意見等がある場合は挙手をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 特に挙手がないようですので、非公開審議は行わないことにいたします。

それでは、本議事についての審議は以上で終了いたします。

以上で本日の議事は終了いたします。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

○事務局（名畑課長補佐） 皆様、長時間のご審議、ありがとうございました。

2点ご連絡させていただきます。

まず、1点目、次回以降の審議会についてです。

既に日程調整をさせていただいておりますが、次回、第7回は12月22日月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、年明け以降の日程については近日中に事務局からメールにて日程照会をさせていただきますので、ご回答のほど、よろしくお願いいたします。

2点目ですが、既に委員の皆様に出欠を伺っているところですが、次回の審議会の翌日に環境省事業を活用した意見交換会を実施いたします。こちらについては、審議会と同様にウェブ併用ですが、委員の皆様のコミュニケーションの機会にもなると考えますので、可能でしたら現地にて参加していただけると幸いと考えております。

出欠や現地参加等の変更がございましたら、随時、事務局までお知らせください。

3. 閉 会

○澁谷会長 それでは、以上で本日の審議회를終了します。

お疲れさまでした。

以 上